

第4回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	計
件 数	1	1	2

(2) 議案の名称

<予算>

議案第49号 令和7年度尼崎市一般会計補正予算（第7号） …3

<条例>

議案第50号 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例について …7

<令和8年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第49号	所 管	各事業所管課
件 名	令和7年度尼崎市一般会計補正予算(第7号)				
内 容					
1	補正予算の内容 国の令和7年度補正予算による補助金を活用し、市立幼稚園・小学校・中学校の生活環境の改善を図るため、各種施設整備事業の一部を令和8年度当初予算から前倒して実施するほか、あこや学園通園バスの更新を行うことなどに伴い補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。				
2	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	252,117,572	942,979	253,060,551		
3	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	177,974	民生費	38,105	
	繰入金	38,105	教育費	904,874	
	市債	726,900			
	合 計	942,979	合 計	942,979	

4 繰越明許費

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	あこや学園バス整備事業	38,105
農林水産業費	農業費	農業公園魅力向上事業	37,200
教育費	小学校費	小学校バリアフリー化推進事業	39,905
教育費	小学校費	小学校施設整備事業	593,709
教育費	中学校費	中学校バリアフリー化推進事業	91,521
教育費	中学校費	中学校施設整備事業	154,806
教育費	幼稚園費	幼稚園施設整備事業	24,933

費目別事業概要

民生費	38,105 千円
あこや学園バス整備事業費 あこや学園の通園バスを更新する。	38,105 千円
教育費	904,874 千円
小学校バリアフリー化推進事業費 市立小学校にエレベーターを設置する。	39,905 千円
小学校施設整備事業費 市立小学校の生活環境の改善を図るため、各種の整備を実施する。	593,709 千円
中学校バリアフリー化推進事業費 市立中学校にエレベーターを設置する。	91,521 千円
中学校施設整備事業費 市立中学校の生活環境の改善を図るため、各種の整備を実施する。	154,806 千円
幼稚園施設整備事業費 市立幼稚園の生活環境の改善を図るため、各種の整備を実施する。	24,933 千円

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第50号	所 管	保育企画課
件 名	尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の改正により、認定こども園の学級編制基準が「35人以下」から「30人以下」に引き下げられるとともに、令和14年3月31日までは従前の学級編制基準とすることができる経過措置が設けられたため、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本市における認定こども園の学級編制基準について、国基準と同様に「35人以下」から「30人以下」に引き下げるとともに、令和8年4月1日に存する認定こども園においては、令和14年3月31日までの間、従前と同様の内容となるよう規定を整備する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>					

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例

改正後	現 行
<p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、次項から第15項までに規定するもののほか、法第3条第2項各号及び第4項各号に定める基準並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める基準（告示第4の5ただし書に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）に適合していることとする。この場合において、告示の規定で市長が別に定めるもの中「<u>以下を</u>」とあるのは、「(満3歳以上満4歳未満の子どもで編制される学級で学級担任が1人であるものについては、25人) <u>以下を</u>」とする。</p> <p>付 則</p> <p>(認定こども園の認定の要件の特例)</p> <p>2 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年尼崎市条例第12号）の施行の日（以下「平成31年改正条例施行日」という。）の前日において幼稚園又は保育所等（以下この項において「幼稚園等」という。）を設置していた者が、平成31年改正条例施行日以後に、当該幼稚園等と同一の所在場所において当該幼稚園等の設備を用いて運営する幼稚園等について法第3条第1項</p>	<p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める要件は、次項から第15項までに規定するもののほか、法第3条第2項各号及び第4項各号に定める基準並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める基準（告示第4の5ただし書に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）に適合していることとする。この場合において、告示の規定で市長が別に定めるもの中「<u>35人</u>」とあるのは、「<u>35人</u>（満3歳以上満4歳未満の子どもで編制される学級で学級担任が1人であるものについては、25人）」とする。</p> <p>付 則</p> <p>(認定こども園の認定の要件の特例)</p> <p>2 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年尼崎市条例第12号。以下「平成31年改正条例」という。）の施行の日（以下「平成31年改正条例施行日」という。）の前日において幼稚園又は保育所等（以下この項において「幼稚園等」という。）を設置していた者が、平成31年改正条例施行日以後に、当該幼稚園等と同一の所在場所において当該幼稚園等の設備を用いて運</p>

又は第3項の認定を受ける場合におけるその認定に係る認定こども園の屋外遊戯場の面積は、告示第4の5本文の規定にかかわらず、告示第4の5 1又は2に掲げる基準のいずれかに適合していなければならない。

3 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件等を定める条例の一部を改正する条例（令和8年尼崎市条例第 号。以下「令和8年改正条例」という。）の施行の日から令和14年3月31日までの間（次項において「対象期間」という。）に限り、令和8年改正条例の施行の際現に存する認定こども園に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「いう。）に」とあるのは「いう。）（市長が別に定める要件にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（令和8年内閣府・文部科学省告示第1号）による改正前の告示（以下「改正前の告示」という。）に」と、「告示の」とあるのは「改正前の告示の」とする。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準の特例）

4 対象期間に限り、令和8年改正条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園に係る第4条第1項の規定の適用については、同項中「。）に」とあるのは、「。）（市長が別に定める基準にあっては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和8年内閣府・文部科学省令第2号）による改正前の省令）に」とする。

営する幼稚園等について法第3条第1項又は第3項の認定を受ける場合におけるその認定に係る認定こども園の屋外遊戯場の面積は、告示第4の5本文の規定にかかわらず、告示第4の5 1又は2に掲げる基準のいずれかに適合していなければならない。

3 平成31年改正条例の施行の際現に存する認定こども園（第3条第12項に規定する基準に適合しているものを除く。）については、平成36年3月31日までの間、同項の規定は、適用しない。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準の特例）

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）付則第6項に規定する保育所（以下「幼稚園等」という。）を設置していた者が、施行日以後に当該幼稚園等を廃止し、かつ、当該幼稚園等と同一の所在場所において当該幼稚園等の設備を用いて設置

	<p><u>する幼保連携型認定こども園については、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第4条第3項の規定は、適用しない。</u></p>
--	--